

シネマイレージカードセゾン会員特約

第1条(カード名称)

株式会社クレディセゾン(以下「当社」という)がTOHOシネマズ株式会社(以下「TOHOシネマズ」という)と提携して発行するクレジットカードをシネマイレージカードセゾン(以下「本カード」という)と称します。

第2条(カードの発行)

TOHOシネマズが組織・運営する『シネマイレージカード』会員であるお客様が、本特約とセゾンカード規約を承認し本カードご利用のお申込みをされ、当社が本カードのご利用を承諾した方(以下「会員」という)に、本カードを発行いたします。契約は、当社が承諾した日に成立するものとします。

第3条(年会費)

会員は、当社に対し、当社の定める年会費とその消費税等を支払うものとします。年会費は、当社が会員登録をした月(以下「会員登録月」という)の翌月からの1年分を、会員登録月の末日を締切日として、セゾンカード規約第7条(弁済金等の支払方法等)(1)①に定める方法によりお支払いいただくものとし、以後も同様とします。なお、年会費は、本カードのご解約又は会員資格を喪失された場合でもお返ししません。

第4条(会員資格の喪失)

セゾンカード規約第23条(会員資格の喪失等)に以下の事項を追加いたします。
(7)会員がシネマイレージカードの会員資格を取り消された場合、もしくは会員がシネマイレージカードを退会された場合は、本カードの会員資格を取り消され、(3)に従うものとします。

第5条(カード規約)

本カードについては、セゾンカード規約に加え本特約が適用されます。両規定が重複する場合は、本特約を優先いたします。

第6条(本規約の変更等の準用)

セゾンカード規約第19条(本規約の変更等)の規定は、本特約の変更について準用します。この場合において、セゾンカード規約第19条(本規約の変更等)中「本規約」とあるのは、「本特約」と読み替えるものとします。